

8 飯 経 農 第 1009-1 号
令 和 8 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	筑穂元吉 (元吉浦田、栄町、筑穂元吉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月30日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の代表的な担い手として個人の認定農業者及び農業法人が挙げられ、地域農業を支えている担い手も30代から80代までの幅広い年齢層という現状である。しかし、将来的な高齢化や効率化を見据えて、農地の集積は必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻と大豆を主要作物としつつ、水田を効率的に活用するため、裏作として麦や振興作物等の作付面積の拡張を目指す。
地元や近隣農業者が中心となって農地の維持・保全を行っていく。また、多面的機能支払交付金を活用して、農道の舗装や水路の補修等を進め、長寿命化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	1.41 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。
保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等(森林化)しており農用地としての復旧が困難な所、また直近で転用予定のある農地としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農や規模縮小が生じた場合、中間管理機構を通じて、担い手への農地の集積及び集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積や集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
主要な農地については基盤整備済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含め、担い手の集積、集約地を拡大する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置と補強を進める。

⑦多面的機能支払交付金を活用しつつ、適切な農地管理を続ける。

⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。